# 求職者支援訓練（令和7年度第3四半期）の定員等について

**1.認定定員枠について**

（1） 求職者支援訓練における令和7年度第3四半期の定員は下表のとおりとなります。

（2） 1機関が申請できるコース数に制限はありません。

（3） 計画数を超える申請があった場合は、過去の実績等により実施機関を選定いたします。

（4） 特定の地域や公的職業訓練の実施時期への偏りを未然に防止し、求職者への受講機会の確保を図るため、月ごとに計画数を設定しています。
申請コースの選定については、定員を設定している月で申請したコースを優先して選定します。
（月ごとの計画数に対して、申請がなされなかった場合等による余剰定員の発生した場合の取扱いについては、「6.余剰定員枠の活用について」を参照ください。）

（5） 同時期開講の公共職業訓練のコースとの重複を避けるために、訓練日程等について、当支部より調整を依頼する場合があります。
なお、複数の申請機関から訓練日程等が重複するコースの申請があった場合には、先に申請受付を行った申請コースの日程を優先して調整しますので、あらかじめご了承ください。

〇新規参入枠での申請について、下記表の上限定員数にて選定となります。ただし、余剰定員が発生したことによる定員枠の振替があった場合には、認定定員数の上限まで選定することがあります。
〇申請する定員数が下記の計画数を超えていても申請することができます（ただし、計画数を超過した定員数については、余剰定員が発生した場合のみ選定となります）。ご希望の場合は、認定申請書の定員数欄に「希望する定員数」を記入してください。
例：10月開講コースで〇〇地域優先枠「10名」の計画数であるが、「15名」として申請したい場合
⇒認定申請書の定員数を「15名」と記入し、ご提出ください。

| 訓練コース | 計画数（青森県全域） | | | 合計 |
|---|---|---|---|---|
| | 10月開講分 | 11月開講分 | 12月開講分 | |
| 基礎コース | 0 | 15 | 30 | 45 |
| | | （うち新規）10 | （うち新規）10 | |
| 地域優先枠：青森地域 | 0 | 0 | 15 | 15 |
| 地域優先枠：八戸地域 | 0 | 15 | 0 | 15 |
| 地域優先枠：上十三地域 | 0 | 0 | 15 | 15 |
| 地域優先枠：津軽地域 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 実践コース | 40 | 56 | 40 | 136 |
| 実践コース（地域ニーズ枠除く） | 40 | 56 | 40 | 136 |
| | （うち新規）10 | （うち新規）14 | （うち新規）10 | （うち新規）34 |
| eラーニング（実践全分野共通） | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 介護分野 | 0 | 0 | 30 | 30 |
| 地域優先枠：青森地域 | 0 | 0 | 実績枠15 | 15 |
| 地域優先枠：八戸・上十三地域 | 0 | 0 | 実績枠15 | 15 |
| 地域優先枠：津軽地域 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 医療事務分野 | 0 | 15 | 0 | 15 |
| 地域優先枠：青森地域 | 0 | 実績枠15 | 0 | 15 |
| 地域優先枠：八戸・上十三地域 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 地域優先枠：津軽地域 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| デジタル分野（青森県全域） | 15 | 15 | 0 | 30 |
| IT分野 | | 実績枠15 | 0 | 15 |
| WEBデザイン分野 | 実績枠15 | 0 | 0 | 15 |
| その他の分野 | 15 | 12 | 0 | 27 |
| 地域優先枠：青森地域 | 0 | 実績枠12 | 0 | 12 |
| 地域優先枠：八戸地域 | 実績枠15 | 0 | 0 | 15 |
| 地域優先枠：上十三地域 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 地域優先枠：津軽地域 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 地域ニーズ枠（専用枠） | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | | | |
| 旅行・観光分野専用枠 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 販売分野専用枠 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 計 | 40 | 71 | 70 | 181 |

※上記の表は、定員数（人）となっています。なお、新規参入枠については、赤字の定員数が原則として上限となります。

**2.地域優先枠について**

（1） 地域優先枠の各地域については、以下の公共職業安定所の管轄地域となります。

・「青森地域」は、青森公共職業安定所、むつ公共職業安定所

・「八戸地域」は、八戸公共職業安定所

・「上十三地域」は、三沢、十和田、野辺地公共職業安定所

・「津軽地域」は、弘前、五所川原、黒石公共職業安定所

（2） 地域優先枠は、当該枠での認定申請がない場合、他の地域での活用を可能とします。

**3.地域ニーズ枠について**

（1） 販売分野専用枠

（イ） 青森県の特産品や県産品等に関する知識を習得するための学科を総訓練時間の10%以上設定するよう努めてください。

（ロ） 青森県の特産品や県産品等の販売及び情報発信するための演習を総訓練時間の10%以上設定するよう努めてください。

（ハ） 販売分野専用枠の新規参入枠は、実践コース全体の新規参入枠とは別枠で設定します。

**4.新規参入枠について**

各月の計画数に対して、新規参入枠は次のとおりとなります。 ただし、10名に満たない場合は10名に切り上げることとします。

ただし、10名以上の枠が設定されていない月は設定枠を上限とします。

・基礎コース　基礎コース各月計画数の全体の30%

・実践コース　実践コース各月計画数の全体の25%（ただし、地域ニーズ枠は除く）

**5.受付期間について**

受付期間は令和7年7月1日（火）から令和7年7月9日（水）までとします。

（注1） 受付時間は、午前9時から午後4時までとなります。なお受付最終日の受付時間は午後2時までとなります。

（注2） 受付期間内で申請書の記載漏れや添付書類が不足している場合は、受理できませんのでご留意ください。

**6.余剰定員枠の活用について**

余剰定員枠の活用にあたっては、第3四半期までは、基礎コースと実践コース間での余剰定員枠の振替は行いません。

（1） 基礎コース内での余剰定員枠の振替

① 当該月で発生した余剰定員は、他の月で不足している定員枠へ振替します。

② ①の振替した後、なお実績枠で余剰定員が発生している場合は、新規枠へ余剰定員を振り替え可能とします。

（2） 実践コースでの余剰定員枠の振替（第4四半期は地域ニーズ枠も含む）

① 実践コースの当該月で発生した各分野の余剰定員は、他の月で不足している同じ分野の定員枠へ振替します。

② ①で振り替えした結果、なお余剰定員が発生している場合は、当該月の「その他の分野」の定員へ振替可能とします。

③ ②で振替した結果、なお「その他の分野」で発生した余剰定員は、他の月で不足している「その他の分野」に定員枠を振替します。

④ それでもなお、実績枠で余剰定員が発生している場合は、新規枠へ余剰定員を振替可能とします。

（3） 実践コースでの他分野への振替（第4四半期は地域ニーズ枠も含む）

① 上記（2）において振替を行ってなお、余剰定員が発生している場合は、「その他の分野」で発生した余剰定員を「介護分野」、「医療事務分野」及び「デジタル分野」並びに「地域ニーズ枠」の実績枠へ振替可能とします。

② ①で振り替えした結果、なお余剰定員が発生している場合は、「介護分野」、「医療事務分野」及び「デジタル分野」並びに「地域ニーズ枠」の新規枠へ振替可能とします。